

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点 数	営業所 点数
一般貨物	令和7年10月21日	早川運輸株式会社(法人 番号3100001008260) 代 表者早川一輝	長野県南佐久郡川 上村大字御所平843 番地	松本営業所	長野県松本市今井 字和田道4824-12	輸送施設の使用停止 (12日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び同条第 4項	令和7年1月17日、その他事故、法令違反、事 件、苦情等の状況を端緒として監査実施。2 件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準 告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送 安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、 (2)運転者に対する指導監督義務違反一部 不適切(安全規則第10条第1項)	2	2
一般貨物	令和7年10月23日	株式会社サンクス物流(法 人番号8100001007654) 代表者小山幸二	長野県佐久市大字 猿久保235番地1	本社営業所	長野県佐久市大字 猿久保235番地1	輸送施設の使用停止 (44日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第1項	令和7年2月27日、法令違反の疑いがある旨 の情報を端緒として監査実施。2件の違反が 認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守 違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 (以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)勤務時 間等基準告示なお書きの遵守違反(安全規 則第3条第4項)	5	5

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点 数	営業所 点数
貨物軽	令和7年10月1日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	高千郵便局営業所	新潟県佐渡市北立島510-1	輸送施設の使用停止(155日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月24日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月1日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	川口郵便局営業所	新潟県長岡市東川口1979-133	輸送施設の使用停止(159日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月7日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月1日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	竹沢郵便局営業所	新潟県長岡市山古志竹沢甲2790-1	輸送施設の使用停止(150日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月7日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月1日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	梓川郵便局営業所	長野県松本市梓川梓1272	輸送施設の使用停止(148日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月3日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		

貨物軽	令和7年10月1日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	今井郵便局営業所	長野県松本市今井1331-2	輸送施設の使用停止(142日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月3日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月1日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	泰阜郵便局営業所	長野県下伊那郡泰阜村3438-3	輸送施設の使用停止(141日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月25日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月1日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	速川郵便局営業所	富山県氷見市田江197-3	輸送施設の使用停止(154日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月25日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月1日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	細入郵便局営業所	富山県富山市猪谷1074-2	輸送施設の使用停止(152日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月15日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月1日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	高松郵便局営業所	石川県かほく市高松ク1-1	輸送施設の使用停止(144日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月19日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		

貨物軽	令和7年10月1日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	鹿西郵便局営業所	石川県鹿島郡中能登町能登部2101部2	輸送施設の使用停止(132日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月8日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	越後田沢郵便局営業所	新潟県十日町市上山己3071-3	輸送施設の使用停止(150日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月8日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	荒浜駅前郵便局営業所	新潟県羽羽郡羽羽村正明寺623-1	輸送施設の使用停止(145日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月6日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月8日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	加治郵便局営業所	新潟県新発田市三市市道上225-5	輸送施設の使用停止(132日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月17日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月8日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	三川郵便局営業所	新潟県東蒲原郡阿賀町白崎731	輸送施設の使用停止(131日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月29日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		

貨物軽	令和7年10月8日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	西川郵便局営業所	新潟県新潟市西蒲区鱈154-1	輸送施設の使用停止(130日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月6日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月8日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	菅谷郵便局営業所	新潟県新発田市菅谷1120-1	輸送施設の使用停止(119日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月17日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月8日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	和島郵便局営業所	新潟県長岡市小島谷3437-1	輸送施設の使用停止(116日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月30日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月8日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	津川郵便局営業所	新潟県東蒲原郡阿賀町津川3532-2	輸送施設の使用停止(115日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月4日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月8日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	犀川郵便局営業所	石川県金沢市末町9-34-3	輸送施設の使用停止(133日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月20日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		

貨物軽	令和7年10月8日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	吉野郵便局営業所	石川県白山市吉野南22-2	輸送施設の使用停止(122日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月19日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月15日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	豊平郵便局営業所	長野県茅野市豊平2588-1	輸送施設の使用停止(136日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月22日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月15日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	東塩田郵便局営業所	長野県上田市下之郷793-12	輸送施設の使用停止(136日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月5日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月15日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	豊丘郵便局営業所	長野県下伊那郡豊丘村神稲130-3	輸送施設の使用停止(124日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月31日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月15日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	富士見郵便局営業所	長野県諏訪郡富士見町富士見3673-1	輸送施設の使用停止(127日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月22日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		

貨物軽	令和7年10月15日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	里山辺郵便局営業所	長野県松本市里山辺1171-3	輸送施設の使用停止(123日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月3日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月15日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	湯田中郵便局営業所	長野県下高井郡山ノ内町平穏3216-1	輸送施設の使用停止(111日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月10日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月15日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	大桑郵便局営業所	長野県木曾郡大桑村長野高樋2809-1	輸送施設の使用停止(117日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月20日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月15日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	白馬郵便局営業所	長野県北安曇郡白馬村北城7064-5	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月28日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月15日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	穴水郵便局営業所	石川県鳳珠郡穴水町大町い-9	輸送施設の使用停止(119日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月28日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		

貨物軽	令和7年10月15日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	良川郵便局営業所	石川県鹿島郡中能登町良川よ部61-1	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月19日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月22日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	畑野郵便局営業所	新潟県佐渡市畑野237-3	輸送施設の使用停止(113日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月24日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月22日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	相川郵便局営業所	新潟県佐渡市相川羽田町2	輸送施設の使用停止(111日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月14日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月22日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	越後吉田郵便局営業所	新潟県燕市吉田日之出町12-1	輸送施設の使用停止(110日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年6月19日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月22日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	南小谷郵便局営業所	長野県北安曇郡小谷村中小谷丙85	輸送施設の使用停止(110日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月22日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		

貨物軽	令和7年10月22日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	北山郵便局営業所	長野県茅野市北山1180-1	輸送施設の使用停止(110日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月27日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第2項)、(2)点呼記録の記載不備(安全規則第7条第5項)、(3)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月22日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	福岡郵便局営業所	富山県高岡市福岡町下藪2169-2	輸送施設の使用停止(151日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月6日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月22日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	大沢野郵便局営業所	富山県富山市上大久保948	輸送施設の使用停止(116日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月26日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月22日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	黒部郵便局営業所	富山県黒部市三日市茅堂3993	輸送施設の使用停止(112日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月6日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月22日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	富来郵便局営業所	石川県羽咋郡志賀町富来地頭町7-11-4	輸送施設の使用停止(91日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月10日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		

貨物軽	令和7年10月22日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	珠洲郵便局営業所	石川県珠洲市上戸町北方4-129-1	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月28日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	片貝郵便局営業所	新潟県小千谷市片貝町4790-6	輸送施設の使用停止(132日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月29日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	北条郵便局営業所	新潟県柏崎市北条清水尻2891-1	輸送施設の使用停止(113日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月31日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	七日町郵便局営業所	新潟県長岡市小国町七日町2596-3	輸送施設の使用停止(112日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月6日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	関山郵便局営業所	新潟県妙高市関山1586-1	輸送施設の使用停止(107日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月25日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		

貨物軽	令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	柿崎郵便局営業所	新潟県上越市柿崎区柿崎10314-2	輸送施設の使用停止(105日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月8日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	金井郵便局営業所	新潟県佐渡市中興乙1458-1	輸送施設の使用停止(105日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月14日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	五日町郵便局営業所	新潟県南魚沼市寺尾256-1	輸送施設の使用停止(104日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月21日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	潟町郵便局営業所	新潟県上越市大潟区潟町25-1他	輸送施設の使用停止(103日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年7月8日及び同年8月7日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
貨物軽	令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	能登島郵便局営業所	石川県七尾市能登島向田町に2	輸送施設の使用停止(105日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月27日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		

貨物軽	令和7年10月29日	日本郵便株式会社(法人番号1010001112577) 代表者小池信也	東京都千代田区大手町2丁目3番1号	町野郵便局営業所	石川県輪島市町野町広江4-78-3	輸送施設の使用停止(102日車)	貨物自動車運送事業法第36条第2項により準用する同法第17条第4項	日本郵便株式会社から不適切な点呼の実施・記録がなされていたとの報告を端緒として、令和7年8月26日に監査を実施したところ、次の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項)		
-----	------------	-------------------------------------	-------------------	----------	-------------------	------------------	-----------------------------------	--	--	--

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。